

墨田区プールに関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年9月29日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第32号

## 墨田区プールに関する条例の一部を改正する条例

墨田区プールに関する条例（昭和50年墨田区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「について」を「がプールの経営を譲渡し、又は許可経営者について」に、「又は」を「若しくは」に、「当該営業」を「当該経営」に、「、相続人」を「、当該経営を譲り受けた者又は相続人」に、「された」を「した」に改める。

### 付 則

- 1 この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第3条の2の規定は、この条例の施行の日前にプールの経営の譲渡があった場合における当該経営を譲り受けた者については、適用しない。